

論壇

# オーストリア、ハンガリーの 税制視察報告



鶴田泰三  
〔京橋〕

本稿では、本年7月の海外税制視察の内容の概要報告と日本の税制改革への示唆を若干検討する。

## ① 視察団の概要

この海外税制視察は、東京税理士会の山本守之氏、岩下忠吾氏、多田雄司氏及び北海道税理士会の石丸修太郎氏を中心として毎年7月の初めに行われているもので、各国の財務省等を中心に訪問している。

本年(平成18年)は、7月1日から9日にかけてオーストリアのウィーン、ハンガリーのブダペストとエステルゴム市を訪問。視察先

は、KPMGウィーン、ブダペストのハンガリー財務省、エステルゴム市の日本の自動車会社スズキの現地法人(マジヤール・スズキ)であった。

以下では紙幅の関係上、ウィーンKPMGでのオーストリアの法人税関係とハンガリー財務省での個人所得税関係の視察内容を中心に報告する。

## 2 欠損金の繰越

1991年以降に生じた欠損金は無期限に繰越可能であるが、当該年度に生じた所得の75%のみが控除可能であり、残額は翌期以降に繰越される。日本において繰越が7年に制限されているのとは対照的である。ただし①75%以上の株主が変更となったこと②事業内容の変更があったこと③取締役の大多数が入れ替わったこと、の3つの要件

## ② オーストリアの法人税

### 1 概要

法人税の税収に占める割合は7%程度であり、2005年度より税率が34%から25%に引き下げられ、その割合は減少傾向にある。2005年の改正では、税率を引き下げたこと、他、子会社買収時の支払利息の損金算入を認め、外国子会社株式の売却益を非課税とした。国外からの投資を促進する政策を推し進めている。

### 2 欠損金の繰越

1991年以降に生じた欠損金は無期限に繰越可能であるが、当該年度に生じた所得の75%のみが控除可能であり、残額は翌期以降に繰越される。日本において繰越が7年に制限されているのとは対照的である。ただし①75%以上の株主が変更となったこと②事業内容の変更があったこと③取締役の大多数が入れ替わったこと、の3つの要件

### 3 外国支店

オーストリアの外国支店の取り扱い、日本で採用されている外国税額控除方式ではなく、エクゼンション・メソッド(exemption method)(外国で課税された所得には本国では免税とする方法)が採用されている。

### 4 配当金

国内の法人から受ける配当金は非課税。外国子会社から受ける配当金も次の要件を満たせば非課税である。

配当であること。  
5 キャピタル・ゲイン  
国内の子会社株式売却益は通常の所得として課税されるが、外国子会社売却益は、EUの親子会社指令に基づき、前述4の(ア)から(ウ)の要件を満たした場合、非課税。なお(ウ)の要件について、EU指令では2011年までに、持株割合を25%から10%に段階的に毎年5%ずつ引き下げるようになっていくが、それに先駆けて10%としている。

6 グループ納税制度  
法人の選択によりグループ納税制度の適用が可能。2005年の改正により、外国子会社の損失を取り込むことができることとなった点に特徴がある。

ここで、視察先の選定のきっかけとなった、2005年(平成17年)12月の欧州裁判所でのマークス&スパンサー(M&S)事件判決について触れる。

M&Sは英国内外に複数の子会社を持つ英国法人。ベルギー、フランス、ドイツ、スペインに子会社を設立したが、90年代後半に外国子会社の業績が思わしくなく巨額の損失を計上した。M&Sは英国本国における税務申告において、外国子会社の損失と親会社の利益を相殺して申告をしようとしたが、内閣蔵入庁はこれを認めなかった。英国には企業グループ内の損益通算を認める「グループ・リリーフ制度」があるが、内閣蔵入庁の主張は、この制度は国内のグループ会社に限定されるという。これに対して、M&SはEU域内の外国子会社にグループ・リリーフ制度が適用とならないのは、設立の自由を認めるEU条約違反であるとしてEU裁判所に判断を求めた。それに対しEU裁判所は、基本的にM&Sの勝訴とした。

前述のとおり、オーストリアのグループ納税制度では、2005年の改正で外国子会社において生じた欠損金を親会社で控除することが可能となった。この改正はM&S事件の直接の影響によるものではなく、外国からの投資促進政策の一環であるようであるが、日本を含めた他国にはない制度であり、興味深い。

②適用要件、連結の範囲等当局に申請が必要であるが、それはグループに加入する子会社の事業年度末まで、4年前から統合されて所得税と共に税務署に納付することとなった。日本において社会保障庁の改革が叫ばれているが、社会的経済的背景は異なるものなため、参考となるかもしれない。

2 所得分類と税率  
第一分類の所得は、15万(フォリント、HUF)以下は18%、それを超える分は36%。ただし、2006年9月より36%が40%となる。第二分類の所得

は、所得の内容により税率が異なり、主なものとして、譲渡所得20%(ただし、一定金額以下の動産売買等は非課税)。利子所得は現在0%(2006年9月から20%となる)。配当所得20%。少額所得38%。二元的所得税の発想が窺われる。

## ③ ハンガリーの個人所得税

### 1 概要

国税収入に占める個人所得税の割合は約17%。人口の約45%にあたる約433万人が申告している(ただし、給与所得者は会社が申告。所得は大きく①累進総合課税される所得(第一分類の所得、勤労性所得)と②単一税率で分離課税される所得(第二分類の所得、資産性所得)に分類される。なお、以前徴収が別々であった社会保険料

でを行う必要がある。連結の範囲は、持分が50%を超えて、議決権の過半数を有する子会社。国内子会社は孫会社も含まれるが、外国子会社は子会社のみ。3年以内の子会社がグループから離脱した場合には、その子会社が当初からグループに加入していなかったものとした修正申告を要する。

③所得計算(損益通算)の概要  
国内子会社の所得・欠損は持分比率にかかわらず、全額合算される。それに対し、外国子会社の場合は欠損のうち持分割合が合算される(黒字の場合は現地の課税権との関係から、オーストリアでは課税されない)。外国子会社が現地の翌年度以降の申告で欠損金を控除した場合は、親会社側ではその分を加算する。

これは、従業員が会社から受けた業務上の贈答、接待等について、1年間で40万HUFまで非課税であるが、それを超える分は経済的利益として44%が所得税の対象となるが、この税額は会社が納付する。

ハンガリー特有の制度であるが、視察したマジヤール・スズキにおいては、法人税は納付していない(一定金額以上の設備投資等により、法人税は非課税となる)。この税金は多額に納付しているとのことであった。

(注)本稿は、視察団全員の努力の結晶である視察報告書(視察中に完成)を参考にしている。